

「知的財産推進計画2015」の策定に向けた意見募集に対する意見書

2015年（平成27年）5月15日

日本弁護士連合会

本年4月30日付けで知的財産戦略本部によりなされた『知的財産推進計画2015』の策定に向けた意見募集に関し、当連合会は、従前の公表意見等に基づき、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 グローバル化の今日において、我が国の国際競争力を高め、地域経済を活性化する方向で知財戦略を推進する方向性については、賛成する。当連合会としても、中小企業の知財を中心とした海外展開、あるいは地方における中小企業の知財活性化に対応できるよう、各地における弁護士の知財相談体制の取組を含め、知的財産人材の育成支援や知財司法のより一層の拡充に取り組んでいるものである。
- 2 なお、その中で、「知財紛争処理タスクフォース」の議論中、以下の点について、特に意見を述べる。
 - (1) 侵害訴訟における無効の抗弁（特許法第104条の3）を制限する方策を検討することには反対する。
 - (2) 侵害訴訟の提起等に要する印紙額（提訴手数料）の低・定額化の方策を検討すべきである。
 - (3) 特許権等に関する訴えの専属管轄の緩和も含め、地方における知財司法アクセスの改善策を講じるべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

経済がグローバル化し、先進国、新興国を含め、知的財産に関する競争が激化している今日において、我が国の国際競争力を高め、地域経済を活性化するため、知財戦略を推進するという方向性については、当連合会も同意見である。当連合会としても、中小企業の知財を中心とした海外展開、あるいは地方における中小企業の知財活性化に対応できるよう、弁護士知財ネットによる全国及び東南アジア等の国際展開を含め、中小企業の海外進出支援や、各地における

弁護士の知財相談体制構築の取組を行い、これらに対応できる知財弁護士の育成を行っている。

また、知財紛争処理においては、「法の支配」の理念のもと、知財司法へのアクセスの容易化等、当連合会としてもその一層の拡充を求めるものである。

2 「知財紛争処理タスクフォース」での議論について

(1) 知的財産戦略本部では、「知財紛争処理タスクフォース」を設置して議論がなされ、本年4月28日付けで「議論の整理」が公表された。当連合会ではこれまでも、知財訴訟制度に関する意見書等を公表しているところ、かかる「議論の整理」で示された7項目のうち、「2) 権利の安定性」、「5) 中小企業支援」、及び「7) 地方における知財司法アクセス」の3つの論点に関する事項について、過去の当連合会意見書で言及しており、現時点で簡潔にそれらの点のみを指摘しておく。

(2) 「2) 権利の安定性」について

2010年（平成22年）3月18日付けの当連合会意見書「特許庁特許制度研究会報告書『特許制度に関する論点整理について』に関する中間意見書」の20頁以下に記載しているとおり、ダブルトラックの在り方については、無効審決に一本化すべきとする意見（抗弁として主張し得る無効理由を制限する案を含む〔特許制度研究会報告書記載のB案〕）については、反対である。

したがって、無効の抗弁について、運用を制限する必要性の存在を所与の前提とした議論は適切ではなく、かかる論点を「知的財産推進計画2015」に取り入れることには反対する。

上記意見に該当する同意見書の結論部分を、改めて以下に引用する。

- ・2010年（平成22年）3月18日付け「特許庁特許制度研究会報告書『特許制度に関する論点整理について』に関する中間意見書」（21頁～22頁）

「2 意見

特許権者の負担の解消をはかるべく、侵害訴訟に一本化すべきとする意見（特許制度研究会C-1案）と、ダブルトラックの病理的現象を解消すべきであるが、原則として現制度は維持すべきとの意見（同A案）に分かれた。しかし、無効審決に一本化すべきとする意見（同B案）及び侵害訴訟ルートに集約するとともに審判請求に除外期間を設けるとの意見（同C-2案）には反対である。なお、

侵害訴訟に一本化すべきとする意見でも、裁判所の技術専門性及び地裁と審決の結論の齟齬を問題とする意見はなかった。」

・同意見書（23頁～24頁）

「(4) 無効審決に一本化すべきとする意見（同B案）について

(B-1案)のように、特許法104条の3を廃止したり、(B-2案)のように、特許法104条の3を修正し、侵害訴訟の無効抗弁として主張し得る無効理由を、例えば、冒認や新規性欠如のみに限定する改正をしても、最高裁のキルビー判決の存在故に、明らかに無効理由が存するものについては特段の事由がない限り権利濫用としてその権利行使は棄却されざるを得ないから、無効審決に一本化することはできない。

無効審決に一本化すべきとする意見においてキルビー判決を否定する立法をさらに伴うとすれば、キルビー判決以前に戻すことを意味し、そのような場合には、当時、問題になった審判期間の長期化による侵害訴訟の遅延の問題が再燃することにならざるを得ない。確かに、現在、審判期間が1年弱に短縮化されたといっても審決確定までは相当の期間を要する（審決取消訴訟及びその上告（上告受理申立）を経由することになる。また、訂正請求、訂正審判等もある。）と考えられるからである。更に、現在の侵害訴訟における発明の有効性という本質に関わる審理、分かりやすい判決理由に支障が出る可能性が高い。すなわち、キルビー判決前と、同様、特許の有効性については技術的範囲の解釈の中で審理しなければならず、公知技術参酌の解釈等（実施例限定説等）、外国の特許権者を含む一般には分かりにくい判決理由となる可能性があることから、この意見には反対する。」

(3) 「5）中小企業支援」について

同項において、提訴手数料（印紙代）の高さを指摘する意見も見られるところ、当連合会では、2010年（平成22年）3月18日付け「提訴手数料の低・定額化に関する立法提言」において、提訴手数料（控訴、上告等を含む）の更なる低・定額化を提言している。

本項目は、中小企業の知財司法アクセスの容易化の観点から検討されているものであるが、司法アクセスは、憲法の裁判を受ける権利の実質的保障の問題であるから、企業希望の大小を問わず、国民にとって提訴障害になるような提訴手数料であってはならない。

なお、あえて知財司法に関する点を指摘するとすれば、知的財産権に基づく差止請求の訴額算定基準は各裁判所の裁量に属する問題であって法改正を要するものではないから、その実現は困難ではないはずである。

(4) 「7) 地方における知財司法アクセス」について

同項において、中長期的な検討課題として、特許権等に関する訴えの第一審の東京地裁、大阪地裁への専属管轄の見直しにも言及されているところ、当連合会では、2001年12月20日付け「特許権及び実用新案権等に関する訴訟事件の専属管轄化に対する要望書」及び2013年（平成25年）10月22日付け「民事司法改革グランドデザイン」（更新版）において、以下のとおり要望、提言している。

したがって、専属管轄規定の緩和も含め、地方における知財司法アクセスの改善策を講じるべきとする議論の方向性については賛成する。

- ・2001年12月20日付け「特許権及び実用新案権等に関する訴訟事件の専属管轄化に対する要望書」（抜粋）

「第1 要望の趣旨

特許権及び実用新案権等に関する訴訟事件の管轄を東京・大阪両地方裁判所の専属管轄にすることは、東京・大阪以外の地方在住者が知的財産権関係訴訟を提起することを困難にさせるものであって、国民の裁判を受ける権利を侵害する虞れが大きいばかりでなく、裁判所へのアクセス拡充の理念にも反し、また知的財産権の健全な育成や地域産業の振興をも阻害しかねないことから、少なくとも地方在住者の訴訟提起やアクセス確保に著しい障害を与えない制度（例えば、全国の高等裁判所や高等裁判所支部のある地方裁判所にも訴訟提起できる制度）とされるよう要望する。」

- ・2013年（平成25年）10月22日付け「民事司法改革グランドデザイン」（26頁）

「3 地域司法の充実と民事司法との関係

(4) 知的財産権訴訟の専属管轄の緩和

現在、東京地裁及び大阪地裁に専属管轄が認められている特許権等に関する訴えの管轄について、地方所在企業・地方在住者の知的財産権に係る司法アクセス確保の観点から、事件の専門性に配慮しつつ、改善策を検討すべきである。」

以上